

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	札幌市

札幌市鳥獣被害防止計画（第 4 期）

<連絡先>

担 当 部 署 名 札幌市経済観光局農政部農業支援センター
所 在 地 札幌市東区丘珠町 569-10
電 話 番 号 011-787-2220
F A X 番 号 011-787-2221
メールアドレス nougyou-center@city.sapporo.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	北海道札幌市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		被害額（千円）	被害面積（ha）
エゾシカ	スイートコーン	852	0.6
	果樹	45,585	9
	葉茎菜類	5,270	1.6
	デントコーン	150	0.3
	計	51,857	11.5
ヒグマ	計	0	0
アライグマ	スイートコーン	1,278	0.9
	その他果菜類	261	0.02
	スイカ	419	0.1
	葉茎菜類	929	0.2
	飼料・配合肥料	100※	
	計	2,987	1.22
キツネ	スイートコーン	2,415	1.6
	その他果菜類	392	0.03
	スイカ	314	0.1
	葉茎菜類	27,215	6.5
	計	30,336	8.23
合計		85,180	20.95

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

※被害重量から計算

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】 市内全域で被害が発生しているが、特に南区の果樹園地において、冬期間に若
--

芽の食害や樹皮剥ぎなどの被害がみられた。

【キツネ・アライグマ】

特に、キツネによる玉葱、スイートコーンの食害が多く見られた。キツネ、アライグマともに市内全域で被害がみられた。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	備考
被害金額 (千円)	エゾシカ	51,857	49,264	現状に対し5%減
	ヒグマ	0	0	
	アライグマ	2,987	2,838	
	キツネ	30,336	28,819	
被害面積 (ha)	エゾシカ	11.5	11.0	
	ヒグマ	0	0	
	アライグマ	1.22	1.16	
	キツネ	8.23	7.82	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	(共通) ・JA さっぽろによる捕獲許可の申請及び捕獲の実施 ・札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会による電気止め刺し器、罠の購入及び貸出	(共通) 銃器が使用できない地域での対応
	【エゾシカ】 ・捕獲従事者によるくくりわな、囲いわなでの捕獲、銃器での捕獲 ・令和5年度はドローンを活用した集中捕獲事業を実施	・駆除数が必ずしも被害減少に直結しない ・処分方法が確立していない

	【ヒグマ】 箱わなによる捕獲	近年、市街地へ出没する個体の目撃事例が増加している
	【アライグマ】 ・箱わなによる捕獲 ・捕獲後の個体の安楽殺及び処分については、全額市費により実施	・近年捕獲数が増加しており、市内生息数の増加が懸念される ・捕獲個体の処分費の増加
	【キツネ】 ・箱わなによる捕獲 ・銃器による捕獲	・箱わなにかかりづらい ・効果的な追い払いの方法がない ・処分方法が確立していない
防護柵の設置等に関する取組	・札幌市鳥獣被害防止対策事業（市単費補助事業）として、市内耕作地または耕作予定地に電気柵を導入する場合に総事業費の 80% 以内で補助（令和 6 年度より上限額 30 万円） ・同事業により、市長が認める鳥獣対策（ネット柵や忌避剤、超音波などを想定）に対し総事業費の 30 %以内で補助（上限額 10 万円）	・管理が負担であり、漏電や断線等により適切な電圧が得られないことが多い ・積雪期は、電気柵の効果が発揮されず、エゾシカによる果樹の若芽や樹皮食害による被害が深刻
生息環境管理その他の取組	・鳥獣を誘引する農業残渣の適正管理の呼びかけ	・地域農業者による電柵の下草、作物残渣の処理、近隣放棄果樹・離農跡地の雑草処理等への取り組み誘導

- (注) 1 計画対象地域における、直近 3 ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

【共通】 ・農地への侵入防止のための、電気柵設置の推進 ・既設電気柵の適正管理の呼びかけ ・減容化など捕獲した対象鳥獣の処分方法の検討 ・追い払いに効果的な忌避剤や超音波機器の検討 ・鳥獣を誘引する農業残渣の適正管理の呼びかけ

【エゾシカ】

- ・くくりわなや囲いわな、銃器による捕獲
- ・減容化と並行して、焼却施設での処分についても検討
- ・鳥獣被害防止総合支援事業で金網柵、ネット柵の整備を検討
- ・GPSによる追跡調査等を検討

【ヒグマ】

- ・「さっぽろヒグマ基本計画 2023」に基づく対応の実施
- ・農作物への強い執着を示した個体への対応

【アライグマ】

市内全域において箱わなによる捕獲、市費による安楽殺処分

【キツネ】

- ・箱わなや銃器による捕獲

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【共通】

JA さっぽろの依頼を受けた捕獲従事者により捕獲を行う

【エゾシカ】

- ・農地周辺の生息密度を減少させるため、ハーフライフル銃及びライフル銃を用いた捕獲体制の整備を進めていく
- ・鳥獣被害緊急捕獲等対策事業により処分経費及び捕獲活動経費を支給し、焼却や減容化により処分する
- ・被害が甚大な南区においてシカ特別対策事業により、捕獲個体細断用機器やくくりわなの支給及びドローンを活用した集中捕獲を検討する

【ヒグマ】

「さっぽろヒグマ基本計画 2023」に基づき、農作物の食害や人身被害の恐れが高いと判断した場合には、関係機関が連携し捕獲を含めた対策を実施する。

【アライグマ】

農地においてはJA さっぽろの職員を中心に捕獲を行い、捕獲後の個体については、札幌市が委託した業者により安楽殺処分

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	エゾシカ	・減容化など捕獲した対象鳥獣の処分方法の検討 ・捕獲個体の集積施設（冷蔵冷凍コンテナ、冷凍ストッカーなど）の設置を検討 ・捕獲個体の運搬車等の購入を検討
令和6年度 ～ 令和8年度	ヒグマ キツネ アライグマ	・春期管理捕獲の実施による担い手の育成・確保 ・効果的な捕獲器の導入検討 ・減容化など捕獲した対象鳥獣の処分方法の検討

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、市町村捕獲プラン目標数を基に設定。 キツネについては、直近年の捕獲実績を基に設定。 (キツネ：令和3年度 16頭、令和4年度 25頭) アライグマについては、特定外来生物であり、当市の防除実施計画書により、野外からの完全排除を長期目標としていることから、可能な限り捕獲する。 ヒグマについては、出没個体に応じた対応を行うため、捕獲目標数は定めない。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	480	480	480
ヒグマ	出没個体に応じた対応を行う。		
アライグマ	可能な限り捕獲する。		
キツネ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【共通】 市内一円で捕獲等を行うこととし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。 可能な限り1年間通して捕獲等に取り組むこととする。 【エゾシカ】 くくりわな、囲いわな、銃器等を用いて捕獲等を行う 【アライグマ】 箱わなを用いて捕獲等を行う 【キツネ】 箱わな、銃器等を用いて捕獲等を行う 【ヒグマ】 有害性に応じて箱わな、銃器等を用いて捕獲等を行う

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ハーフライフル銃及びライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
今後エゾシカの捕獲頭数を増加させ、農業被害を軽減していくためには、散弾銃で確実に止め刺すことのできない距離での捕獲については、ハーフライフル銃及びライフル銃が必要となってくる。捕獲予定場所は、市街地を除いた札幌市域全域とし、実施予定時期は通年とする。 また、ヒグマについては捕獲等に従事いただいている狩猟者については、従事者の安全確保のため、また動物に不要な苦痛を与えないような動物福祉的観点からも、散弾銃ではなくハーフライフル銃又はライフル銃の使用が必須と考える。ヒグマの捕獲予定場所としては、出没個体への対応のため、札幌市域全域とし、実施予定時期は通年とする。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第

4条第3項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
	令和6年度	令和7年度～令和8年度
エゾシカ	鳥獣被害防止総合支援事業 金網柵：2,600 m ネット柵：1,825m	農業者からの要望に応じて設置を検討
エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	鳥獣被害防止の目的で、農業者から電気柵設置の要望があった場合、札幌市鳥獣被害防止対策事業により、購入費等を補助することで、未設置ほ場の解消を目指す。	

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～令和8年度
エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	・電気柵既設の農業者に対して、電気柵の適正管理の呼びかけや、定期的な確認を促す ・追い払いに効果的な忌避剤や超音波機器の検討

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ	市職員、農協職員が農家を巡回する際に、残渣の放置除去や鳥獣が隠れることのできる藪等の刈払いについて呼び掛ける

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
札幌市（札幌市ヒグマ対策委員会）	被害実態の把握、関係機関及び市民への情報提供、問題個体の捕獲等出沒対応、市街地侵入抑制策の推進
札幌市農業協同組合	被害実態の把握及び情報共有、農業被害防止策の実施、問題個体の捕獲等出沒対応への協力
北海道環境生活部環境局自然環境課	総合的な野生鳥獣対策施策の推進
石狩振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可
北海道警察	ヒグマ・エゾシカ出沒状況の把握及び情報共有、パトロールの実施、市民への情報提供
北海道猟友会札幌支部	ヒグマの問題個体の捕獲等出沒対応、助言の提供
北海道立総合研究機構	ヒグマに係る DNA 解析等調査、助言の提供、技術支援

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

札幌市ヒグマ対策委員会設置要綱別紙 2 ヒグマ出沒情報連絡系統図のとおり。

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】 捕獲した個体及び残渣は、焼却や減容化により処分を行う。 地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとする。 【ヒグマ】
--

捕獲した個体等は、必要に応じ大学等の学術研究機関等に提供する。

【アライグマ・キツネ】

捕獲した個体等は、焼却や減容化により処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・施設の新設、既存施設の利用を検討 ・エゾシカを有効利活用する場合は、北海道が定めたエゾシカ衛生処理マニュアルに基づいた適切な処理を行うこととする ・捕獲したヒグマは、必要に応じ大学等の研究機関等に提供。 ・市街地出没で捕獲したエゾシカは、必要に応じて大学等研究機関等に提供。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

・施設の新設、既存施設の利用を検討する

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

講習会の開催等を検討

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	札幌市農業振興協議会鳥獣対策専門部会
構成機関の名称	役割
札幌市経済観光局農政部	事務局 構成機関との連絡調整 鳥獣被害防止計画の策定・変更
札幌市環境局環境管理担当部	農地付近でのくくりわな・囲いわな等の設置 GPSなどを活用した追跡調査
札幌市農業協同組合	鳥獣の捕獲 農業被害の集計 農業者への普及・啓発
石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所	アドバイザー
北海道猟友会札幌支部	鳥獣の捕獲・運搬

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導 鳥獣被害防止総合対策事業の指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和8年度の結成に向け検討中

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が

わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

ヒグマ出没情報連絡系統図

令和5年6月1日現在

